

# 岡山済生会訪問介護事業運営規程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、岡山済生会ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、指定第1号訪問事業サービス(以下「指定訪問介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員(生活支援訪問介護員)その他従業者が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 この事業は、利用者が要介護状態等となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助が行われるように努める。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、公平、中立に努める。

3 事業の運営にあたっては、関係行政機関、支援事業者、他の福祉サービスとの連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 岡山済生会ヘルパーステーション

(2) 所在地 岡山市北区国体町3番12号

## (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

事業所の業務を統括し従業者を指揮監督を行い、自らも訪問介護の提供にあたる。

(2) サービス提供責任者(訪問事業責任者) 1人以上(常勤)

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも訪問介護の提供にあたる。

(3) 訪問介護員(生活支援訪問介護員) ①2人以上(常勤)

②1人以上(非常勤)

2 運営、管理上必要があると認められるときは、事務職員を配置し、事務業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日迄 但し、その週の内に祝祭日がある場合は、その週の土曜日は営業日とし、国民の祝日及び年始年末の12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後4時30分迄とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の提供方法)

第6条 訪問介護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 身分を証する書類を携行し、求めに応じてこれを提示する。
- (2) 内容及び手続きを記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。
- (3) 被保険者資格、要介護認定等の有効期限を確認する。
- (4) 正当な理由なく訪問介護の提供を拒まない。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 訪問介護の内容は次の通りとする。

- (1) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
- (2) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
- (3) 訪問介護計画の作成
- (4) 身体介護に関するサービスの提供
- (5) 家事援助に関するサービスの提供
- (6) 指定居宅支援事業者との連絡調整
- (7) 保険医療系サービス及び、福祉サービスとの連絡調整
- (8) その他訪問介護業務

(利用料等)

第8条 利用料等の額は次の通りとする。

- (1) 事業所は、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 次条に掲げる通常の事業の実施地域以外で行う訪問介護に要した交通費は、利用者の同意を得ることにより、利用者より実費の支払いを受けることができる。  
実施地域を越えて1キロメートルにつき 50円

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は次の通りとする。

実施地域：岡山市のうち次の地域とする。

(中央中学校区、岡北中学校区、京山中学校区、石井中学校区、桑田中学校区)

(緊急時、事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 従業者は、サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 事業者は利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(秘密保持)

第11条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、またその必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

(職員の研修等)

第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

2 事業者は、定期的にケース会議等を開催し業務上の問題点や議題について討議を行うなど、業務体制を整備する。

(苦情処理)

第14条 利用者又はその家族からの苦情を適切に処理するために苦情処理の窓口を設置する。

2 事業者は苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置
- (3) 指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 指定訪問介護等の提供に当り、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第16条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計とその他の事業の会計は区分する。
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録の整備を行う。  
又、訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5ヵ年間保存する。
- (3) 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。
- (4) 事業者は、居宅介護支援事業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用されることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (5) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部変更 平成14年 8月 1日  
一部変更 平成16年 4月 1日  
一部変更 平成18年 4月 1日  
一部変更 平成23年 12月 1日  
一部変更 平成25年 4月 1日  
一部変更 平成26年 9月 1日  
一部変更 平成27年 8月 1日  
一部変更 平成29年 4月 1日  
一部変更 平成30年 4月 1日  
一部変更 令和3年 2月 1日  
一部変更 令和3年 4月 1日  
一部変更 令和6年 4月 1日